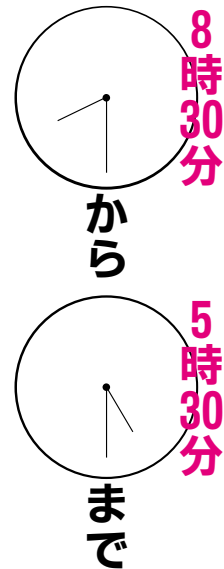


7月から 市役所の開庁時間を延長

市では7月からの平日、市役所の開庁時間を30分延長して、午後5時30分までとします。これは、同月から市職員の1日の勤務時間を8時間とした上、昼休み(休憩時間)を1時間とすることに伴うものです。

平日は



各施設も受付時間を変更

これにより、市役所以外の各施設でも受付時間の延長等を実施します。内容は、次号に掲載予定です。なお、詳細は各施設でもご案内しています。

職員課(☎235・4502)。

防災・防犯情報を 迅速にお知らせします

●スタートから1年、随時受付● えびな安全・安心メール



市では、昨年7月に「防災・防犯・交通安全の年」の事業の一つとして、防災・防犯関連情報や緊急連絡をメールでお知らせする「えびな安全・安心メールサービス」を開始し、1年が経ちました。

このサービスを利用するには、あらかじめメールアドレスの登録が必要です。ぜひ登録をご利用ください。

●登録は携帯やパソコンから

携帯電話またはパソコンで、次の方法により登録してください。

- ①あらかじめ enbina@post.jpnpost.jp と入力し、本文・件名など送信してください(住所や氏名等の入力は不要)
- ②①の送信元の携帯電話またはパソコンへ本登録用のメールが届きます。その中にある本登録用サイトのURLから登録画面を表示させてください

※本登録用のメールが届かない場合は、迷惑メール対策の設定をしている場合がありますので、メールの設定を変更してください

③登録画面の利用規約に同意後、利用したいサービスと地域を選択し、登録すると本登録となります

④本登録完了後、登録者あてに登録完了メールが届きます

詳細は、市ホームページもご覧ください。

☎ 生活安全課(☎235・4790)。

ご活用ください 緑化奨励制度

市では、貴重な緑を「守る・つくる・育てる」ため、各種の緑化事業を進めています。各種の緑化奨励制度も設けていますので、ご活用ください。

◇自然緑地保全区域

樹木が健全で、区域内の面積が500平方メートル以上の樹林地を自然緑地保全区域として指定し、所有者等の方に奨励金を交付しています。

◇保存生垣

既存の生垣で、樹種等一定の条件を満たすものを保存生垣として指定し、所有者等の方に奨励金を交付しています。

☎ 公園緑地課(☎235・9489)。

市政の 現場から

海老名市では、平成18年度のテーマ「健康・スポーツ・文化振興の年」に基づいて、食育に関する事業を行います。

食育の原点は家庭にあるという考え方とともに、市議会的一般質問では家族で食事をする日を設定してキャンペーンを行ったりどうかというご提案もあり、市としては「家族いっしょに食べようデー」を設定して各ご家庭での食育普及キャンペーンを企画していました。

家族いっしょに食べようデー

海老名市内産の産品を使った料理コンテストや市内の郷土料理に親しむ催しなどを行います。

また、子供たちの食育の一環として、自分たちでご飯を炊き、おかずを作って食べる活動も企画したいと考えており、できれば材料は海老名産の

米や野菜を使いたいとも思っています。さて、平成17年7月15日に施行された食育基本法の前文は「食」が人間形成の基本であること、多忙な国民生活の中でわが国の食文化が危機に瀕していることなどから国民運動として食育に取り

組んでいくことが課題であるとしています。

前文は、この法律が現在のわが国の食のありようが危機的状況にあることを物語っています。先進国の中で最低の食糧自給率、大量輸入と大量の残飯廃棄、過度の美

食と飽食など確かに問題は山積しています。私は、食育については自治体や学校ができることに限りがあり、根本的な実行主体は各家庭であるべきだと思っています。誰でも子供の頃に親や祖父母に食事の作法や食べ物のありがたさ、それを作り、供給する人々への感謝の心などを教えられたことと思います。

市長 内野 優

自然緑地保全区域等指定制度

制度	自然緑地保全区域	自然緑地保存樹木
対象	区域内の樹木が健全で、区域の面積が500㎡以上あること	幹回り(地上から1.5mの高さ)が1.5m以上、高さ3m以上あり、健全で美観にすぐれている樹木
指定期間	5年間(所有者等の同意により)	指定の更新もできます
奨励金額(年額)	固定資産税および都市計画税に相当する額に、100㎡あたり1,500円を加算した額	樹木1本につき4,000円、並木の場合は1本につき1,000円
昨年度末の状況	約18.7万㎡を指定済	樹木143本、並木16本を指定済

生垣設置等奨励制度

制度	生垣設置	保存生垣
対象となる生垣	①住宅用地で公道等(幅員4m以上で公衆の用に供される私道を含む)に接する生垣の長さが5m以上であること。=図1参照 ②樹高90cm以上で、植栽本数は1mにつき3本以上を原則とする ③樹木の種類は、市長が奨励するもので、健全であること。ただし、イブキ類、ハイビヤクシソ科を除く ④生垣の土台の高さは、宅地面から65cm以下であること=図2参照 ⑤その他	①左の要件を満たすもので、生垣を設置後、5年以上経過していること ②指定期間は5年。必要に応じて1回更新することができます
奨励金額	1mにつき5,000円(端数は切り捨て)。当該年度中、同一敷地内における最高限度額は150,000円	1mにつき400円(端数は切り捨て)。年度途中で指定を受けた場合で指定期間が6ヵ月に満たない場合は、2分の1の金額となります
手続き方法等	生垣を設置する前に公園緑地課へ申請してください	公園緑地課へ申請してください
昨年度末の状況	平成17年度は、64m設置済	3,465m指定済

